

〈4〉 経済安保と投資規制違反行為の私法上の効力

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 鹿 はせる

はじめに

本稿では、中国民法の強行法規違反・公序良俗違反行為の私法上の効力に関する司法解釈が公表されたことを契機として、条文の上では似通っている日中両国の民法の規定及び解釈論を比較検討する。また、それらの発展・実践版として、安全保障との関係で注目度が高い外国投資規制の変遷と、規制に違反する投資行為の効力について、両国の法令及び実務の現状を考察する。

1. 中国における民法 153 条の「強行法規」、「公序良俗」及び外商投資管理

(1) 法令及び司法解釈

中国民法 153 条 1 項は「法律又は行政規則の強行規定に違反する民事上の法律行為は無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効をもたらさないものは除く。」と定めており、同 2 項は「公序良俗に違背する民事上の法律行為は無効とする。」と定めている。

中国の最高裁に当たる最高人民法院は 2023 年 12 月 4 日に、民法のうちの契約関連条項に関する司法解釈を公表した。上記民法 153 条 1 項との関係では、以下の司法解釈が定められている（16 条）。

「次の各号の一に該当する場合において、契約が法律又は行政法規の強行規定に違反し、かつ、行為者が行政責任又は刑事責任を負うことにより強行規定の立法目的を達成できるときは、人民法院は、民法 153 条 1 項の「強行規定が当該民事法律行為の無効をもたらさないものは除く」との規定に基づき、強行規定に違反するにもかかわらず当該契約を無効ではないと判断することができる。

(1) 強行規定が、公序良俗の維持を目的とするものであるが、実際の契約履行が公序良俗に及ぼす影響が著しく軽微であり、無効と認定することが事件処理において不公正又は不当な結果を招く場合；

(2) 強行規定が、契約当事者の民事上の権益ではなく、政府の租税や土地払下金等の国益又は他の民事主体の合法的利益を保護することを目的としており、契約を有効と判断しても当該規範の目的の実現に影響を及ぼさない場合；

(3) 強行規定が、当事者の一方にリスク管理、内部管理等の強化を求めることを目的とするものであり、相手方当事者に契約が強制規定に違反するか否かを検討する能力又は義務がなく、契約の無効が認定されることにより、不利な結果を被ることになる場合；

(4) 当事者の一方が契約締結時に強行規定に違反し

たものの、契約締結後に強行規定違反を治癒できるにもかかわらず、信義誠実の原則に反して治癒しない場合；

(5) 法律又は司法解釈が規定するその他の場合；

法律又は行政法規の強行法規が契約履行後の履行行為を規制することを目的としている場合、当事者が、契約の強行法規違反を理由として契約の無効を請求する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、契約の履行が必然的に強行規定又は法律若しくは司法解釈に違反することになる場合は除く。」

153条2項との関係では、以下の司法解釈が定められている（17条）。

「契約は法律及び行政法規の強行規定に違反しないが、次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は民法153条2項の規定に基づき、契約を無効と判断する。

(1) 契約が政治的安全、経済的安全、軍事的安全等の国家安全に影響を及ぼす場合；

(2) 契約が社会の安定、公正な競争秩序に影響を及ぼす場合、又は社会の公共利益等社会の公共秩序に違背する場合；

(3) 契約が社会道徳、家庭倫理から逸脱している場合、または人格の尊厳を損なう場合、その他善良な風俗に反する場合；

人民法院は契約が公序良俗に反するか否かを判断する際、社会主義の核心的価値観を指針とし、当事者の主観的動機と取引の目的、政府部門による監督の強度、当事者が一定期間内に行った類似取引の頻度、行為の社会的影響等の要素を考慮し、判決書で十分に理由を説明しなければならない。当事者が生活の需要から取引を行い、そのことが社会の公共秩

序に重大な影響を与えず、国家の安全に影響を与えず、かつ善良な風俗に反しない場合、人民法院は当該契約を無効と判断すべきではない。」

以上のとおり、中国民法では民法上の法律行為が公序良俗違反の場合だけでなく、行政法規に違反するだけで原則として無効となり、例外的な場面と認められる場合にのみ無効とならない。また、行政法規に違反しない場合であっても、公序良俗に反する場合は無効となる。

(2) 強行法規違反の私法上の効力

行政法規に違反する行為の私法上の効力について、中国民法は立法及び解釈の変遷を経ている。中国では2021年から統一的な民法が施行されることとなったが、その前は契約法、不法行為法など個別の法律から成り立っていた。そのうち、強行法規に違反した場合の契約無効については契約法52条5号に同趣旨の規定が置かれており、当時の契約法の司法解釈では、強行法規のうち「効力性強行規定」について無効とするが、「管理性強行規定」は具体的な状況に応じて判断するとされていた。

この場合、「効力性強行規定」は強行法規の目的が当該行為の法的効果を否定するためのもので、「管理性強行規定」は強行法規の目的が行政上の管理及び秩序の維持を図るためのものという大枠の考え方が示されていたが、実務上区別が必ずしも容易ではない。最高人民法院は、2019年に公表された「全国法院民商事审判工作会议纪要」（通称「九民纪要」）内で、裁判実務においては往々にして、強行法規が「管理性強行規定」に当たるとして、契約上の効力に影響しないと判断する傾向にあったと指摘されている¹。

現行民法153条1項は、強行法規違反の私法上の行為を原則として無効とした上で、「当該強行規定が当該民事法律行為の無効をもたらさない」場合を除いており、この例外規定に該当するかどうかの有効

¹ 全国法院民商事审判工作会议纪要三（一）30。なお同紀要は中国の法律実務界では、民商事の法令に関する最高人民法院の解釈を示すものとして、法令に準じた高い權威性を有しており、現行民法が成立及び施行された後も当局の立法趣旨の指針として参照されている。

又は無効の判断を分けることになる。以前のように「効力性強行規定」「管理性強行規定」の二分論ではなく、司法解釈 16 条が具体的に列挙する類型に該当し、「行為者が行政責任又は刑事責任を負うことで強行規定の立法目的を達成することができるか」により判断することとなった。

類型 1 は単純に影響が軽微の場合を定めたものであり、比例原則の現れである。類型 2 では租税が例示されているが、中国では税負担を軽減するために、内容が同じで価格が異なる契約を 2 通作成し、当事者間では高い金額が授受されているにもかかわらず、低い金額の契約に基づき税務申告を行う二重契約の方法による脱税行為が行われることがある（「陰陽契約」と呼ばれている）。この場合の問題は当事者が虚偽の価格に基づき税務申告したことであり、それは租税法令に基づき処罰することで法令の目的を達成可能であるから、当事者間の商品役務の取引の合意自体を無効とする必要はない。類型 3 は契約当事者の一方が遵守すべき強行法規を意図しており、例えば金融機関が法定された負債総資産比率に反して貸付けを行った場合で、借入人が当該規制を認識し得ない場合の貸付行為が想定される。類型 4 は取引に許認可が必要な場合が想定され、取引後に当該許認可を取得することで瑕疵を治癒可能にもかかわらず、価格変動等によりあえて許認可を取得しないで取引自体を無効とする場合が「誠実信義の原則」に反する場面だと想定される。類型 5 は近時の中国の法令に一般的に置かれているキャッチオール条項である。

(3) 公序良俗違反行為の私法上の効力

公序良俗違反行為に関する中国民法の立法経緯は、若干込み入っている。強行法規違反の契約の効力を定めたかつての契約法 52 条では、「公序良俗」という用語は使われておらず、「一方当事者が詐欺、強迫の手段を用いて契約を締結し、国家の利益を害する場合」（52 条 1 号）、「社会公共利益を害する場合」（同 4 号）等の場合に契約が無効になると規定されていた。2009 年に成立及び施行された「民法通則」においても、「法律又は社会公共利益に違反する」民事行為は無効であり（58 条 1 項 5 号）、「行為開始時から法的拘束力を有しない」（同 2 項）と規定されて

いた。その後、2017 年に成立した民法総則で現行の民法 153 条 2 項同様の「公序良俗に違背する民事上の法律行為は無効とする」との規定に改められ、そのまま現行民法に引き継がれている。

2019 年の九民紀要では、「規章違反は一般的に契約の有効性に影響を与えないが、規章の内容が金融安全、市場秩序、国家マクロ政策、その他の公序良俗に関わる場合、契約は無効とみなされる。規章が公序良俗に関わるか否かを判断する際、人民法院は、規章の対象を検討することを基礎として、規制の強度、取引の安全の保護、社会的影響などを考慮し、判決書の中で十分に説明しなければならない」と指摘されており、現在の司法解釈に近い考慮要素が定められている。なお、規章というのは中国法独特の概念で、国会に相当する全人代が公表する「法律」（日本の法律に相当）と内閣に相当する国务院及び省庁に相当する政府当局が公表する「法規」（概ね日本の政令・省令に相当）より下の政府当局が公表する、「規範性文書」を指す（強いて言えば、日本における「告示、通達、通知」に近いが、日本の場合法規性を有さないものもあるのに対して、規章は一般的に法規性を有する。）。

これまで実務上で「公序良俗」違反行為の私法上の効力が問題になったのは、概ね法律及び法規に至らない「規章」レベルの違反か、政府の「政策」と呼ばれる法規性のない通知等、又は上場規則等の政府以外の機関が定めたルールであることが多い。

典型例の 1 つは、日本では名義株と呼ばれ、中国では株式の代理保有（「代持」）と呼ばれる、会社の名義上の株主と実質的所有者が一致しない問題である。中国では主要な投資家が株主として開示されることを嫌って、名義株主との間で代理保有契約を締結することで実質的所有者の名前を隠匿することがある。この問題に対して、2017 年の最高人民法院判決では、上場審査の過程において当該代理保有契約を通じて実質的所有者を隠匿することは、利益相反に関する審査等の実効性を失わせ、資本市場の基本的な取引の秩序及び安全を害し、「社会の公共的利益」を害するとして、代理保有契約の効力を無効と